現行

改正後 (案)

第8条 建築局の事務分掌は、次のとおりとする。

(総務部、企画部及び住宅部省略)

建築監察部

(法務課省略)

違反対策課

(第1号及び第2号省略)

(3) 都市計画法に基づく開発行為、旧住宅地造成事業に関する法律(昭和39年法律第160号)に基づく住宅地造成事業及び宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)に基づく宅地造成工事の違反是正指導及び措置に関すること(宅地審査部の主管に属するものを除く。)。

(第4号から第7号まで省略)

(8) 建築基準法第9条第7項及び第10項に基づ く命令(建築指導部建築指導課の主管に属す るものを除く。)並びに都市計画法第81条第 1項及び<mark>宅地造成等規制法第14条第4項</mark>に基 づく緊急工事施行停止命令(宅地審査部の主 管に属するものを除く。)に関すること。

(建築指導部省略)

宅地審査部

宅地審查課

(第1号から第8号まで省略)

第8条 建築局の事務分掌は、次のとおりとする。

(総務部、企画部及び住宅部省略)

建築監察部

(法務課省略)

違反対策課

(第1号及び第2号省略)

(3) 都市計画法に基づく開発行為、旧住宅地造成事業に関する法律(昭和39年法律第160号)に基づく住宅地造成事業及び宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号。以下この部において「宅地造成等規制法一部改正法」という。)による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下この部において「旧宅地造成等規制法」という。)に基づく宅地造成工事(宅地造成等規制法」という。)に基づく宅地造成工事(宅地造成等規制法一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における宅地造成工事を含む。)の違反是正指導及び措置に関すること(宅地審査部の主管に属するものを除く。)。

(第4号から第7号まで省略)

(8) 建築基準法第9条第7項及び第10項に基づく命令(建築指導部建築指導課の主管に属するものを除く。)並びに都市計画法第81条第1項及び旧宅地造成等規制法第14条第4項(宅地造成等規制法一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)に基づく緊急工事施行停止命令(宅地審査部の主管に属するものを除く。)に関すること。

(建築指導部省略)

宅地審査部

宅地審査課

(第1号から第8号まで省略)

(9) <u>宅地造成工事規制区域</u>及び造成宅地防災区 域の指定等に関すること。 (9) <u>宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制</u> 区域及び造成宅地防災区域の指定等に関する こと。

(以下省略)

(以下省略)

横浜市立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則 (令和4年3月横浜市規則第26号) 新旧対照表

	次の各号に掲げる法令(条例及び規則を含む。) の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯する
規定にかかわらず、別記様式によることができる。 (第1号から第17号まで省略) (18) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191 号)第4条第1項及び第5条第1項(第20条 第3項においてこれらの規定を準用する場合 を含む。)並びに第18条第1項(第23条において準用する場合を含む。) 横浜市宅地造 成等規制法施行細則(昭和37年7月横浜市規	その身分を示す証明書は、当該各号に定める規則の 規定にかかわらず、別記様式によることができる。 (第1号から第17号まで省略) (削除)
<u>則第56号)第2条</u> (19) (本文省略) (20) (本文省略) (21) (本文省略) (22) (本文省略) (23) (本文省略)	(18) (本文省略) (19) (本文省略) (20) (本文省略) (21) (本文省略) (22) (本文省略)

第15号様式(第14条第1項)

事前協議書

年 月 日

(提出先) 横浜市長

提出者 事務所の所在地 名 称 代表者の氏名

横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例第16条の規定により墓地・納骨堂・火葬場の計画について次のとおり協議をします。

1 墓地・納骨堂・火葬場の所在地等

墓地・納骨堂・火葬場の所在地 (開発事業区域に含まれる地番 を全て記入してください。)		
開発事業区域の面積	m³(うち墓地・納骨堂・火葬場の面積	m²)

2 墓地・納骨堂・火葬場の区域内の土地の現況

	전20 M11년 크	<u> </u>	- P-901	7 - 1	50 00 COUNT									
敷	区域	区分		市街化区域/市街化調整区域										
地	用途	地域			地块	或	高	度地區	<u>X</u>	外·	内(第	種	重高度 ⁵	也区)
\mathcal{O}	その他の	地域地区					都市計画施設							
概	建ペ	い率			C	%	2	容積率						%
要	宅地造成	等規制法	<u>規</u>	制区均	或 内・タ	<u>小</u>	風致地区 内・						外	
	開発事業の)種類		②市	発行為 街化調整 地造成	区均	 はにおけ	する建築	築物の建	擎				
地	区	分	宅	地	農地	<u>h</u>	山	林	官有	`地	その個	也	前口	+
目	面	積		m²		m²		m²		m²		m²		m²
別	比	率		%		%		%		%		%	100)%

3 土地利用計画の内訳

1	開発の目的及び区画数					墓地	納官	骨耸	堂・ ク	火葬場	<u> </u>	(区画)
2	進入路	及び道路計画												
3	流末排	水・汚水及び上ス	画											
4	4 公園及び緑地の計画					園				緑	地			
5	消防	水利計画												
6	公益的	施設の計画												
7	駐車場	易附置台数												
8	着手	予定年月日			名	手	月日		完了予定	定年月	月日	年	月	日
	マ.ウ	ナムフ 独然地点	.		用途				面積	建築	至面積	į m²	(延べ	m²)
	广化	される建築物等	守		構造				造 地	上	階	地下	階	
利月	用区分	墓地・納骨堂・炒	火葬場	公	共施設	別用地	公益的	施	設用地		その	他		計
面	積		m^2			m^2			m²			m^2		m²
比	率		%			%			%			%		100%
公共	公共施設 道路 公園					排力	×施設		貯水施設	記 そ		その他		計
面	積	m²			m²		m²			m²		n	_	m²
比	率	%			%		%			%		9/	o o	%
土	量	搬出入量	搬	出•	入		m³ (5	刀士	<u>.</u>	m	•	盛土		m³)

第15号様式(第14条第1項)

事前協議書

年 月 日

(提出先) 横浜市長

提出者 事務所の所在地 名 称 代表者の氏名

横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例第16条の規定により墓地・納骨堂・火葬場の計画について次のとおり協議をします。

1 墓地・納骨堂・火葬場の所在地等

墓地・納骨堂・火葬場の所在地 (開発事業区域に含まれる地番	
を全て記入してください。)	
開発事業区域の面積	m²(うち墓地・納骨堂・火葬場の面積 m²)

2 墓地・納骨堂・火葬場の区域内の土地の現況

	R20 小1月3	<u> </u>	- P-941	7 - 1	PE 17 17 11 11 11								
敷	区域	区分		市街化区域/市街化調整区域									
地	用途	地域		地域			高度地区			内(第	種声	高度地区	<u>()</u>
の	その他の	地域地区					都市計画施設						
概	建ペ	い率			%		容積率						%
要	宅地造成工	事規制区域]	内 •	外		風致地	区		内 •	夕	_	
	開発事業の)種類		②市	発行為 街化調整日 地造成	乙垣	ばにおける 建	基築物の発	建築				
地	区	分	宅	地	農地		山 林	官有	1地	その他		計	
目	面	積		m² m²			m	2	m²	n	ก๋		m²
別	比	率		%	(%	%	,	%	9/	6	100%	

3 土地利用計画の内訳

1	開発の	目的及び区画	数]	墓地	納官	骨녈	堂 • 少	火葬 場	旦 勿	(区画)
2	進入路	及び道路計画												
3	流末排	水・汚水及び上フ	囲											
4	4 公園及び緑地の計画					園				緑	地			
5	消防	水利計画												
6	公益的)施設の計画												
7	駐車場	易附置台数												
8	着手	予定年月日			4	年 /	月 日		完了予算	定年月	月日	年	月	日
	マ ウ	ナムフ油袋畑の	σ / τ		用途				面積	建多	&面積	i m²	(延べ	m^2)
	17年	される建築物質	守		構造				造 地	上	階	地下	階	
利月	用区分	墓地・納骨堂・タ	火葬場	公	共施討	设用地	公益的	施	設用地		その	他		計
面	積		m²			m²			m²			m²		m^2
比	率		%			%			%			%		100%
公共	公共施設 道路 公園			園綺	地	排刀	火施設		貯水施設		7	その他		計
面	積	m²			m^2		m²			m²			n²	m²
比	率	%			%		%			%		9/	6	%
土	量	搬出入量	搬	出•	入		m³ (₺	刀士		n	i ·	盛土		m³)

Ĩ	見行			改正征	发(案)
別表第2(第17条)方法	きの提出時期	別	表第 2 (第	17条) 方法	書の提出時期
対象事業の種類	方法書の提出時期	ΙŤ	対象事業		方法書の提出時期
(1の項から9	の項まで省略)		(1	の項から9	の項まで省略)
10 高層 建築物 建築物 の建設 の建設 の事業	次に掲げる行為の前と する。 ((1)から(3)まで省 略) (4) <mark>宅地造成等規制法</mark> (昭和36年法律第191 号)第8条第1項の 規定に基づく許可の 申請又は同法第11条 の規定に基づく協議 (以下「 <u>宅造法の許</u> 可申請又は協議」と いう。)		10 建建設の建建設	建築建業のの事業	次に掲げる行為の前とする。 ((1)から(3)まで省略) (4) <u>宅地造成等規制法</u> の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項の規定によることとされるでに、100円によることとされるでに、100円によることとされるでに、100円によることをでは、100円によることをでは、100円によるに、100円によるに、100円によるに、100円によるでに、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円により、100円によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに
	((5)省略) の項名略)		(11	 の項及び12	((5)省略) の項名略)
13 流通 流通業 流通 流通 流通業 務時 地成 業 14 土地 重整 事業 15 開発に 内容の (項に 内容の (項に 内容の (のの)のの (ののの)のの (ののの) 15 行係の (ののの)の (のののの)の (ののの)の (のの)の (on) (on) (on) (on) (on) (on) (on) (on)	次に掲げる行為の前と する。 ((1)省略) (2) <u>宅造法の許可申請</u> 又は協議 次に掲げる行為の前と する。 ((1)省略) (2) <u>宅造法の許可申請</u> 又は協議 次に掲げる行為の前と する。 ((1)省略) (2) <u>宅造法の許可申 請又は協議</u> ((3)省略)		13業地成14区理15行係業各掲も除15行係業各掲も除15行係業各掲も除	流務造業 土画事 開為る 業地事 区理 行係業	次に掲げる行為の前と する。 ((1)省略) (2) 旧宅造法の許可申 請又は協議 次に掲げる行為の前と する。 ((1)省略) (2) 旧宅造法の許可申 請又は協議 次に掲げる行為の前と する。 ((1)省略) (2) 旧宅造法の許可 申請又は協議 ((3)省略)
(以下省略)			(以下	省略)	

第1号様式(第2条第1項)

優良宅地造成認定申請書

年 月 日

(申請先) 横浜市長

> 申請者 住 所 氏 名 法人の場合は、名称・ 代表者の氏名

租税特別措置法第28条の4第3項第7号イ・第63条第3項第7号イ・第68条の69第3項第7号イの規定に基づき、次の宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定を受けたいので申請します。

	造成区域に含まれる 地域の名称	
宅地造	造成区域の面積	m^2
宅地造成の概要	宅地の用途	
要	他の法令による許可、指定、確認等の 状況	
※ 受及 けび	年 月 日	※ 手
受付年月日及び受付番号	第 号	数 料

- (注意) 1 氏名を自署した場合は、押印の必要はありません。
 - 2 「他の法令による許可、指定、確認等の状況」の欄には、<u>宅地造成等規制法</u> <u>による許可</u>、建築基準法による道路の位置指定等の状況を記入してください。
 - 3 ※印の欄は、記入しないでください。

第1号様式(第2条第1項)

優良宅地造成認定申請書

年 月 日

(申請先) 横浜市長

> 申請者 住 所 氏 名 (法人の場合は、名称・ 代表者の氏名

租税特別措置法第28条の4第3項第7号イ・第63条第3項第7号イ・第68条の69第3項第7号イの規定に基づき、次の宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定を受けたいので申請します。

	造成区域に含まれる 地 域 の 名 称	
宅地造	造成区域の面積	m^2
宅地造成の概要	宅地の用途	
要	他の法令による許可、指定、確認等の 状況	
※ 受付 で の で	年 月 日	※ 手
受付年月日及び受付番号	第 号	数 料

- (注意) 1 氏名を自署した場合は、押印の必要はありません。
 - 2 「他の法令による許可、指定、確認等の状況」の欄には、<u>宅地造成等規制法</u> の一部を改正する法律(以下「一部改正法」といいます。)による改正前の宅 地造成等規制法による許可(一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお <u>従前の例によることとされる場合における許可を含みます。)</u>、建築基準法に よる道路の位置指定等の状況を記入してください。
 - 3 ※印の欄は、記入しないでください。

現行

改正後 (案)

(道路の位置の指定)

第10条 (第1項省略)

2 計画敷地が<mark>宅地造成等規制法(昭和36年法律第</mark> 191号)第8条第1項の許可の申請をし、又は同法 第11条の協議をした工事に係る土地である場合 は、前項の表に掲げる図面のうち当該申請又は協 議の際に提出した図面と同一のものについては、 これを省略することができる。

(第3項及び第4項省略)

(擁壁又は防土堤の規模及び構造)

- 第18条 条例第3条第1項の規定による規則で定める擁壁又は防土堤の規模及び構造は、擁壁にあっては第1号に、防土堤にあっては第2号に定めるところによる。ただし、周囲の地形、土質及び当該擁壁又は防土堤の規模等により安全上支障がない場合においては、この限りでない。
 - (1) 擁壁については、法及び政令で定めるところによるほか、宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第6条第1項第2号及び第7条から第10条までの規定を準用する。

(第2号省略)

(道路の位置の指定)

第10条 (第1項省略)

2 計画敷地が宅地造成等規制法の一部を改正す る法律(令和4年法律第55号。以下この項におい て「宅地造成等規制法一部改正法」という。) に よる改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第 191号。以下この項及び別表第1において「旧宅 地造成等規制法 という。) 第8条第1項 (宅地造 成等規制法一部改正法附則第2条第1項の規定 によりなお従前の例によることとされる場合を 含む。) の許可の申請をし、又は旧宅地造成等規 制法第11条(宅地造成等規制法一部改正法附則第 2条第1項の規定によりなお従前の例によるこ ととされる場合を含む。)の協議をした工事に係 る土地である場合は、前項の表に掲げる図面のう ち当該申請又は協議の際に提出した図面と同一 のものについては、これを省略することができ る。

(第3項及び第4項省略)

(擁壁又は防土堤の規模及び構造)

- 第18条 条例第3条第1項の規定による規則で定める擁壁又は防土堤の規模及び構造は、擁壁にあっては第1号に、防土堤にあっては第2号に定めるところによる。ただし、周囲の地形、土質及び当該擁壁又は防土堤の規模等により安全上支障がない場合においては、この限りでない。
 - (1) 擁壁については、法及び政令で定めるところによるほか、<u>宅地造成等規制法の一部を改</u>正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和4年政令第393号)第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第6条第1項第2号及び第7条から第10条までの規定を準用する。

(第2号省略)

			現行					改正後(案)	
別表第	第 ₁ 申記	清書に添えるべ	き図書		別表	第1 申	請書に添える~	き図書	
		(ア)		(1)			(ア)		(イ)
		())	図書の種類	明示すべき事項			())	図書の種類	明示すべき事項
(1)	条例第	3条の規定が	(略)	(略)	(1)	条例第	3条の規定が	(略)	(略)
	適用され	れる建築物				適用され	れる建築物		
		(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
		第18条第1	宅地造成等規制	宅地造成等規制法施行規則第4			第18条第1	<u>宅地造成等規制</u>	旧宅地造成等規制法施行規則第
		号の規定が	<u>法施行規則(昭</u>	条第1項の表に定める崖の断面			号の規定が	法施行規則及び	4条第1項の表に定める崖の断
		適用される	和37年建設省令	図、擁壁の断面図及び擁壁の背			適用される	畜舎等の建築等	面図、擁壁の断面図及び擁壁の
		建築物	<u>第3号)</u> 第4条	面図に明示すべき事項			建築物	及び利用の特例	背面図に明示すべき事項
			第1項の表に定					に関する法律施	
			める崖の断面					行規則の一部を	
			図、擁壁の断面					改正する省令	
			図及び擁壁の背					(令和5年農林	
			面図					水産省、国土交	
								通省令第3号)	
								第1条の規定に	
								よる改正前の宅 地造成等規制法	
								施行規則(昭和	
								37年建設省令第	
								3号。以下この	
								項において「旧	
								宅地造成等規制	
								法施行規則」と	
								いう。)第4条第	
								1項の表に定め	
		(略)	(略)	(略)				る崖の断面図、	
(2)	条例第	3条の2の規	(略)	(略)				擁壁の断面図及	
		用される建築						び擁壁の背面図	
	物						(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(2)	条例第	3条の2の規	(略)	(略)
						. – . – .	用される建築		
						物			
							(略)	(略)	(略)

条例第3条 の2第2項 第3号の規 定が適用さ れる建築物	配置図 (略)	<u>宅地造成等規制法</u> 第2条第2号 に規定する宅地造成に関する工 事(以下「宅地造成工事」とい う。)により整備されている範 囲		条例第3条 の2第2項 第3号の規 定が適用さ れる建築物	配置図(略)	旧宅地造成等規制法第2条第2 号に規定する宅地造成に関する 工事(以下「宅地造成工事」と いう。)により整備されている 範囲 (略)
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(3)の項から(80)のエ	頁まで省略	•	(3)) の項から(80) の項	夏まで省略
	(以下省略)		-		(以下省略)	

開発登録簿調書

							区名			番号		
_	許 可 年 許 可	月 香 号		年	月	日	横浜市	指令第	開	号		
印	許可を受 の住所及で	び氏名	Í									
小		番号	7	年	月	日	横浜市	指令第	開	号		
継	承継人の び氏名											
当	開発許可 れる地域 及び面積			市	区					面積		m^2
初	予定建築途	物の月	1							1 2	,	
許	〜 法第41条第 制限の内2										<u> </u>	
可	法第41条第 だし書のP	第2項だ	-									
0)	<u>たし事の</u> 法第42条第 だし書のP	第1項だ	=									
内	区域・均		Ż F									
容	工事施行 所及び氏4											
叉	変更許可 変 更 許 『			年	月	日	横浜市	指令第	変	号		
更許	変 更	事項	Į									
可可	変更届届 日	出年月		年	月	日						
等	変更	事項	Į									
	検 査 済	証。	交 付				工区名	及び工事の)種別			
事完了検査	年	月	日									
検査	完了公告 年	第 月	号 日									
引	総	物	件	無・有	.() () () ()			
宅地	造成等	規制	区域	内(第	第 規	号)	(許可	不要)・外			_	

開発登録簿調書

						区名			番号	
当初許	許 可 年 月 日 許 可 番 号		年	月	日	横浜市	指令第	開	号	
許可	許可を受けた者 の住所及び氏名	Î								
承	承 認 年 月 日 承 認 番 号		年	月	日	横浜市	指令第	開	号	
継	承継人の住所及 び氏名									
当	開発許可に含まれる地域の名形 及び面積		:市	区					面積	m²
初	予定建築物の用 途]							1	
許	法第41条第1項の 制限の内容)								
可	法第41条第2項だ	-								
の	だし書の内容 法第42条第1項だ	-								
内	だし書の内容 区域・地区等	£								
容	工事施行者の住									
	所及び氏名 変更許可年月日	ı								
変更	変更許可番号		年	月	日	横浜市	指令第	変	号	
許	変 更 事 項									
可	変更届届出年月 日		年	月	日					
等	変更事項	Į								
<u> </u>	検 査 済 証 2	芝 付				工区名》	及び工事の	種別		
事完了検査	年 月	日								
· 検 査	完了公告 第 年 月	号 日								
引	継物	件	無・有() () () ()		
宅地	造成工事規制	区域	内 (第	規	号)	(許可	不要)・外			
備		考								

現行

改正後 (案)

横浜市宅地造成等規制法施行細則

(趣旨)

第1条 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。 以下「法」という。)の施行については、法、宅 地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以 下「政令」という。)及び宅地造成等規制法施行 規則(昭和37年建設省令第3号。以下「省令」と いう。)に定めるもののほか、この規則の定める ところによる。

(身分証明書の様式)

第2条 法第6条第1項(法第18条第2項(法第23 条において準用する場合を含む。)及び法第20条 第3項において準用する場合を含む。)及び第2 項(法第20条第3項において準用する場合を含む。)に規定する身分証明書の様式は、第1号様 式による。 <u>横浜市旧宅地造成等規制法等施行細則</u> (趣旨)

第1条 旧宅地造成等規制法(宅地造成等規制法の 一部を改正する法律(令和4年法律第55号。以下 「一部改正法」という。) による改正前の宅地造 成等規制法(昭和36年法律第191号)をいう。以下 同じ。)第3条第1項の規定による指定がされて いる宅地造成工事規制区域の区域内における宅 地造成に関する工事に係る申請等の手続等及び 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第 191号) 第4条第1項に規定する基礎調査につい ては、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の 施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和4 年政令第393号) 第1条の規定による改正前の宅 地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以 下「旧政令」という。) 及び宅地造成等規制法施 行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関 する法律施行規則の一部を改正する省令(令和5 年農林水産省、国土交通省令第3号)第1条の規 定による改正前の宅地造成等規制法施行規則(昭 和37年建設省令第3号。以下「旧省令」という。) 並びに宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭 和37年政令第16号) 及び宅地造成及び特定盛土等 規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)に定 めるもののほか、この規則の定めるところによ る。

(身分証明書の様式)

第2条 一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧宅地造成等規制法第18条第2項において準用する旧宅地造成等規制法第6条第1項及び宅地造成及び特定盛土等規制法第7条第1項に規定する身分を示す証明書の様式は、横浜市立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則(令和4年3月横浜市規則第26号)別記様式とする。

(許可工事廃止の届出)

第5条 法第8条第1項本文の規定による許可を | 第5条 旧宅地造成等規制法第8条第1項本文(一 受けた工事(以下「許可工事」という。) の造成 主は、当該工事を廃止しようとするときは、第4 号様式による廃止届を市長に提出しなければな らない。

(不許可通知書の様式)

第6条 法第10条第2項の規定による不許可の通 知は、第5号様式による不許可通知書によって行 なう。

(協議の申出)

第7条 法第11条の規定により市長と協議を行お┃第7条 一部改正法附則第2条第1項の規定によ うとする者は、第6号様式による協議申出書の正 本及び副本に、省令第4条に規定する図面を添え て、市長に申し出るものとする。

(第2項省略)

(工事現場における許可の表示)

- 第9条 許可工事の工事施行者は、当該工事現場の 見やすい場所に、当該工事が法の規定による許可 を受けたものであることを、第7号様式による標 識によって表示しなければならない。
- 2 前項の規定は、法第15条第1項又は第2項の規 定する工事について準用する。

(第3項省略)

(工事の一部完了検査)

第10条 (第1項及び第2項省略)

(許可工事廃止の届出)

部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従 前の例によることとされる場合を含む。)の規定 による許可を受けた工事(以下「許可工事」とい う。) の造成主は、当該工事を廃止しようとする ときは、第4号様式による廃止届を市長に提出し なければならない。

(不許可通知書の様式)

第6条 一部改正法附則第2条第1項の規定によ りなお従前の例によることとされる旧宅地造成 等規制法第10条第2項の規定による不許可の通 知は、第5号様式による不許可通知書によって行 なう。

(協議の申出)

りなお従前の例によることとされる旧宅地造成 等規制法第11条の規定により市長と協議を行お うとする者は、第6号様式による協議申出書の正 本及び副本に、旧省令第4条に規定する図面を添 えて、市長に申し出るものとする。

(第2項省略)

(工事現場における許可の表示)

- 第9条 許可工事の工事施行者は、当該工事現場の 見やすい場所に、当該工事が旧宅地造成等規制法 の規定(一部改正法附則第2条第1項の規定によ りなお従前の例によることとされる場合を含 む。)による許可を受けたものであることを、第 7号様式による標識によって表示しなければな らない。
- 2 前項の規定は、旧宅地造成等規制法第15条第1 項又は第2項(一部改正法附則第2条第1項の規 定によりなお従前の例によることとされる場合 を含む。) の規定する工事について準用する。

(第3項省略)

(工事の一部完了検査)

第10条 (第1項及び第2項省略)

3 市長は、前項の規定により検査を行った場合に おいて、当該工事が法第9条第1項の規定に適合 していると認めたときは、第9号様式による一部 完了検査済証を造成主に交付する。

(第4項省略)

(変更の許可申請書の様式等)

- 第11条 省令第25条に規定する申請書は、第11号様 式による変更許可申請書とする。
- 2 法第12条第3項において準用する法第10条第 2項の規定による許可工事の計画の変更の許可 の通知は、前項の変更許可申請書の副本の変更許 可通知欄に所要の記載をしたものによって行う。

(変更の不許可の通知の様式)

条第2項の規定による許可工事の計画の変更の 不許可の通知は、第12号様式による変更不許可通 知書によって行う。

(軽微な変更の届出の様式)

第13条 法第12条第2項に規定する届出は、第13号 様式による変更届出書により行わなければなら ない。

(変更の協議の申出)

第14条 法第12条第3項において準用する法第11 条の規定により市長と変更の協議を行おうとす る者は、第14号様式による変更協議申出書の正本 及び副本に、省令第4条に規定する図面を添え て、市長に申し出るものとする。

3 市長は、前項の規定により検査を行った場合に おいて、当該工事が旧宅地造成等規制法第9条第 1項の規定に適合していると認めたときは、第9 号様式による一部完了検査済証を造成主に交付 する。

(第4項省略)

(変更の許可申請書の様式等)

- 第11条 旧省令第25条に規定する申請書は、第11号 様式による変更許可申請書とする。
- 2 一部改正法附則第2条第1項の規定によりな お従前の例によることとされる旧宅地造成等規 <u>制法第12条第3項</u>において準用する<u>旧宅地造成</u> 等規制法第10条第2項の規定による許可工事の 計画の変更の許可の通知は、前項の変更許可申請 書の副本の変更許可通知欄に所要の記載をした ものによって行う。

(変更の不許可の通知の様式)

第12条 法第12条第3項において準用する法第10┃第12条 一部改正法附則第2条第1項の規定によ りなお従前の例によることとされる旧宅地造成 等規制法第12条第3項において準用する旧宅地 造成等規制法第10条第2項の規定による許可工 事の計画の変更の不許可の通知は、第12号様式に よる変更不許可通知書によって行う。

(軽微な変更の届出の様式)

第13条 一部改正法附則第2条第1項の規定によ りなお従前の例によることとされる旧宅地造成 等規制法第12条第2項に規定する届出は、第13号 様式による変更届出書により行わなければなら ない。

(変更の協議の申出)

第14条 一部改正法附則第2条第1項の規定によ りなお従前の例によることとされる旧宅地造成 等規制法第12条第3項において準用する旧宅地 造成等規制法第11条の規定により市長と変更の 協議を行おうとする者は、第14号様式による変更 協議申出書の正本及び副本に、旧省令第4条に規 定する図面を添えて、市長に申し出るものとす (第2項省略)

(公告の方法)

第15条 <u>法第14条第5項(法</u>第17条第3項<u>及び法第</u> <u>22条第3項</u>において準用する場合を含む。)の規 定による公告は、横浜市報に登載して行う。ただ し、緊急の必要により横浜市報に登載して行うこ とができないときは、市役所<u>及び市所属公署</u>の掲 示場に掲示して行うことができる。

(第2項省略)

(届出工事廃止の届出)

第16条 第5条の規定は、法第15条第1項又は第2 項の規定により届出をした者が当該届出に係る 工事を廃止しようとする場合について準用する。

(排水施設の位置)

第17条 <u>政令</u>第13条の規定に基づき設置すべき排 水施設の位置は、原則として、次の各号に掲げる ところによる。

(第1号から第5号まで省略)

(排水施設の構造)

第18条 前条の排水施設の構造は、同条各号に掲げる排水施設の位置に応じ、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものとし、<u>政令</u>第13条各号に定めるもののほか、次の技術上の基準によらなければならない。

(第1号から第6号まで省略)

(別表省略)

る。

(第2項省略)

(公告の方法)

第15条 一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧宅地造成等規制法第14条第5項(一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧宅地造成等規制法第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、横浜市報に登載して行う。ただし、緊急の必要により横浜市報に登載して行うことができないときは、市役所、区役所等の掲示場に掲示して行うことができる。

(第2項省略)

(届出工事廃止の届出)

第16条 第5条の規定は、旧宅地造成等規制法第15条第1項又は第2項(一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定により届出をした者が当該届出に係る工事を廃止しようとする場合について準用する。

(排水施設の位置)

第17条 <u>旧政令</u>第13条の規定に基づき設置すべき 排水施設の位置は、原則として、次の各号に掲げ るところによる。

(第1号から第5号まで省略)

(排水施設の構造)

第18条 前条の排水施設の構造は、同条各号に掲げる排水施設の位置に応じ、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものとし、旧政令第13条各号に定めるもののほか、次の技術上の基準によらなければならない。

(第1号から第6号まで省略)

(別表省略)

(表)

	身 ケ	〕 証	明				
"" 「							
職・氏名							
				(年	月	日生)
					<u>+</u>	<u></u>	<u>口工/</u>
上記の者は、宅地造成	等規制法に	基づき次の	の目的の	のため、何	也人の。	占有する	5土地に立
<u>ち入る権限を持つもので</u>	あることを	·証明しま	<u>す。</u>				
 1 測量又は調査を行うご	こと(法第4多	条第1項)。					
2 測量又は調査のための			_	出なせん	= み > 1	、()壮势	- 久竺1 西)
<u>2 側里又は嗣宜のため</u>	<u>// 早吉物(//]</u>	<u> X 床 X (よ」</u>	_1世77計	(畑守で1	17 - 2	(広舟	0米界1块/。
_ 3 工事の状況を検査する	ること(法第	318条第1項	〔)。				
年 月	日						
	<u> </u>						
				横浜市.	長		印
(有効期限 年 月	日)						

(A7)

(裏)

注 意 事 項

本証書は、表記の権限を行使する際は必ず携帯し、関係人の請 _____ 求があったときは、いつでも提示すること。____ 第1号様式から第3号様式まで 削除

第4号様式(第5条)

宅地造成に関する工事の廃止届

年 月 日

(届出先)

横浜市長

造成主 住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・ 代表者の氏名

電 話

横浜市宅地造成等規制法施行細則第5条の規定により次のとおり届け出ます。

1	許可番許可多			第	号		年	月	日	
2	宅地の及び									
3	廃止の	の理	田							
4	廃 止 工 事	時状	の 況							
*	経		由	※受		付	桐	※処	理	欄

(注意) 1 ※印の欄は、記入しないでください。

2 許可通知書を御持参ください。

宅地造成に関する工事の廃止届

年 月 日

(届出先)

横浜市長

造成主 住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・ 代表者の氏名

雷 話

横浜市旧宅地造成等規制法等施行細則第5条の規定により次のとおり届け出ます。

1	許可番· 許 可 年		第	号		年		月	日	
2	宅地の及び									
3	廃止の)理由								
4	廃 止 工 事	時 の 状 況								
*	経	由	※受		付		欄	※処	理	欄

(注意) 1 ※印の欄は、記入しないでください。

2 許可通知書を御持参ください。

第5号様式(第6条)

横浜市 指令第 号

年 月 日

宅地造成に関する工事の不許可通知書

住所

氏 名 様

(法人の場合は、名称・ 代表者の氏名

横浜市長

印

1	受付番号及び許可申請年月日	第	号	年	月	Ħ
2	宅地の所在及び地番					
3	不許可の理由					

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

 横浜市 指令第
 号

 年 月 日

宅地造成に関する工事の不許可通知書

住所

氏 名 様

(法人の場合は、名称・ 代表者の氏名

横浜市長

印

年 月 日に申請のありました宅地造成に関する工事については、次の理由により不許可となりましたので、旧宅地造成等規制法第10条第2項の規定により通知します。

1	受付番号及び許可申請年月日	第	号	年	月	Ħ
2	宅地の所在及び地番					
3	不許可の理由					

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

(正)

宅地造成に関する工事の協議申出書

年 月 日

(申出先)

横浜市長

申出者 所在地 名称及び代表者の氏名

宅地造成等規制法第11条の規定による協議を申し出ます。

1	造	戏	主	住	戸	fβ	名									
2	設言	計	者	住	戸	fβ	- 名									
3	工事	施	行	者	住	所	氏 名									
4	宅地	10	所	在	及	び	地 番									
5	宅	地		0)		面	積									m^2
	(1)					土を	する									9
		土	地(/	の面	槓			1		- 1						m ²
6	(2)	切	土	又は	盛	土の	土量	切 盛	<u>士</u> 士							m^3
								番	号		構	造	高	さ	延	長
工	(3)	擁					壁						, .	m	, =	m
事								番	号		種	類	内沒	: 寸法	延	長
7	(4)	排		水		施	設				· ·			cm	, _	m
										1						
の	(5)	がに	面	のも	呆言	の	方法									
		Ī	事「	<u>+</u> の	危	害防	近の									
Leure	(6)			D措:												
概	(7)	そ	0)) 他	1,	のま	昔 置									
	(0)		_ -	<u>+</u> -	→	<u> </u>				年	月	日				
要	(8)	ــــــــــــــــــــــــــــــــــــــ	. 事 7	青 于	· 丁	疋牛	月日				(協議局	対立の	目から		日以P	勺)
安	(9)		本 ′	<u> </u>	₹.	少ヶ				年	月	日				
	(9)	ــــ	サ フ	元 1	1,	是 年	月日				(協議成	対立の	日から	筐	၍月以P	勺)
	(10)	工	. £	呈	0	櫻	要									
7	その) 他	1 业	么 寠	臣	なす	昔 置									
*	受付	欄				*	決	裁	欄				*	協議成立	Z番号相	闌
														年	月	日
												第	;			号
												※照	合済		申出	者印
				*	協調	義成	立に当	たって	て付けた	2/3	条件		年	月 日		

- (注意) 1 ※印の欄は、記入しないでください。
 - 2 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、 〇印を付け、かつ、資格を有することを証明するに足る資料をこの申出書に添付 してください。
 - 3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
 - 4 7欄は、宅地造成に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

第6号様式(第7条第1項)

(正)

宅地造成に関する工事の協議申出書

年 月 日

(申出先)

横浜市長

申出者 所在地

名称及び代表者の氏名

旧宅地造成等規制法第11条の規定による協議を申し出ます。

1	造质	戈	主	住	所	元	名								
2			者	住	所		名								
3	工事	施	行	者	住	所氏	名								
4	宅地	0	所	在	及	び地	播								
5	宅	地		の		面	積								m^2
	(1)					土をで	ナる								2
			地の)面;	槓										m^2
6	(2)	切	土又	ては	盛	土の二	上量	切 盛							m^3
_								番	号	構	造	高	さ	延	長
上	(3)	擁					壁						m	, –	m
										<u> </u>					
事								番	号	種	類	内》	去寸法	延	長
1	(4)	排		水		施	設		-				cm		m
										I					
の	(5)	がに	面(のも	呆護	隻の力	法								
	(6)					害防」	上の								
概			めの												
149/L	(7)	そ	の	他	1 (り措	置								
	(8)	工	事衤	手手	子:	定年月	月日		2	•	月 ほ 養成立の			日以日	/ 1)
要											<u> </u>)	HWY	(1)
	(9)	工	事気	己了	予:	定年月	月日		-	•	カート 養成立の		、	၍月以p	力)
	(10)	I.		쿠	<i>(</i>)	概	要			((7)7) [15	茂月久 ユニマン	н и ч) <u>г</u>	111 N	1/
7	そ の					<u> </u>									
*	受付			ı· >		%	<u>造</u> 決		欄			*	協議成立	7番号#	闡
,• (<i>></i>	11/19				7•1			11/19			7•1		<u>月</u>	日
													'	71	号
												<u>R</u> 合済		由月	者印
				**		集成	に当	たつ	<u>L</u> て付けた		— / · · ·	年	月 日	ΤЦ	1.口口1
				/•\	が時	$x_{P}x_{-1}$, <u> </u>	10)	C 13 () /C	- /\ IT			\1 H		

- (注意) 1 ※印の欄は、記入しないでください。
 - 2 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、 ○印を付け、かつ、資格を有することを証明するに足る資料をこの申出書に添 付してください。
 - 3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
 - 4 7欄は、宅地造成に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

第6号様式の2(第8条)

宅地造成に関する工事の着手届

年 月 日

(届出先)

横浜市長

住 所

造成主 氏 名

(法人の場合は、名称・ 代表者の氏名

電 話

横浜市宅地造成等規制法施行細則第8条の規定により次のとおり届け出ます。

許 可 番 号	第		号
許可年月日	年	月	日
宅地の所在及び地番	区		
工事施行者の住所・氏名		電話	
着手予定年月日	年	月	日
完了予定年月日	年	月	П
現場管理者の住所・氏名		電話	

宅地造成に関する工事の着手届

年 月 日

(届出先)

横浜市長

住 所

造成主 氏 名

(法人の場合は、名称・ 代表者の氏名

電 話

横浜市旧宅地造成等規制法等施行細則第8条の規定により次のとおり届け出ます。

許 可 番 号	第		뭉
許可年月日	年	月	日
宅地の所在及び 地番	区		
工事施行者の住所・氏名		電話	
着手予定年月日	年	月	日
完了予定年月日	年	月	日
現場管理者の住所・氏名		電話	

第7号様式(第9条第1項)

<u>宅地造成等規制法</u> による許可	可済 (横浜市許可	第	号)
許	可	事 項	
許 可 年 月 日			
造 成 主 住所・氏名			
工事施行者 住所・氏名			
工事場所の所在及び地番			
工事の名称及び目的			
切土・盛土の面積			m^2
工事着手予定年月日	年月	月	
工事完了予定年月日	年月	目	
設 計 者 氏 名			
工事現場管理者氏名			

- (備考) 1 この標識は、風雨等のために容易に破損し、又は倒壊しないような材料及び 構造により作製すること。
 - 2 標識の大きさは、縦80センチメートル以上、横90センチメートル以上、足の長さ80センチメートル以上とすること。

第7号様式(第9条第1項)

旧宅地造成等規制法による記		(横浜市	号)		
許	可		事	項	Į
許 可 年 月 日					
造 成 主 住所・氏名					
工事施行者 住所・氏名					
工事場所の所在及び地番					
工事の名称及び目的					
切土・盛土の面積					m^2
工事着手予定年月日		年	月	日	
工事完了予定年月日		年	月	日	
設 計 者 氏 名					
工事現場管理者氏名					
※ 「旧宅地造成等規制法」とい 下「一部改正法」といいます。法附則第2条第1項の規定に。)による改正前	前の宅地流	造成等規	制法(昭和3	86年法律第191号)(一部改正
	S. S. P. Pellill.	0 . 0		_ 11 · W /// 11 · C	

- (備考) 1 この標識は、風雨等のために容易に破損し、又は倒壊しないような材料及び 構造により作製すること。
 - 2 標識の大きさは、縦80センチメートル以上、横90センチメートル以上、足の長さ80センチメートル以上とすること。

第8号様式(第10条第1項)

宅地造成に関する工事の一部完了検査申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

住 所

造成主 氏 名

(法人の場合は、名称・ 代表者の氏名

電 話

横浜市宅地造成等規制法施行細則第10条第1項の規定による検査を申請します。

工事	ずの一 音	部完 ⁻	了年	月日		年	月		日
許	可	- 1	番	号	第				무
許	可	年	月	日		年	月		П
	すをした 地番	た土地	也の原	所在	区				
			全体の面積				m^2		
工事	「をし)	た宅は	地の同	面積	今回完了した工 区名・面積	第		工区	m^2
工事	施行者	香の住	三所・J	氏名					

(注意) 一部完了検査申請箇所図を添付してください。

第8号様式(第10条第1項)

宅地造成に関する工事の一部完了検査申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

住 所

造成主 氏 名

(法人の場合は、名称・ 代表者の氏名

雷 話

横浜市旧宅地造成等規制法等施行細則第10条第1項の規定による検査を申請します。

工事の一部完了年月日					年	月	日	
許	可	番	号	第			号	
許	可	年	月日		年	月	日	
	ずをした 地番	た土地	1の所在	区				
			全体の面積				m^2	
工事	をした	た宅地	1の面積	今回完了した工 区名・面積	第	I	<u> </u>	m^2
工事	施行者	首の住)	所•氏名					

(注意) 一部完了検査申請箇所図を添付してください。

横浜市 指令第 号

年 月 日

宅地造成に関する工事の一部完了検査済証

住 所

氏 名

様

(法人の場合は、名称・ 代表者の氏名

横浜市長

囙

次の宅地造成に係る工事は、検査の結果、<u>宅地造成等規制法</u>第9条第1項の規定に適合 していることを証明します。

1 許 可 番 号	第			号	
2 許可年月日		年	月	日	
3 工事をした土地の 所在及び地番					
検査を受けた宅地 4 の面積					
5 造成主住所氏名					
6 工事一部完了検査 6 年月日		年	月	日	
7 検査員職氏名					
	工事一部分	三子検査済箇 所	ī図		

横浜市 指令第 号

年 月 日

宅地造成に関する工事の一部完了検査済証

住 所

氏 名 様

(法人の場合は、名称・ 代表者の氏名

横浜市長

印

次の宅地造成に係る工事は、検査の結果、<u>旧宅地造成等規制法</u>第9条第1項の規定に適合していることを証明します。

1 許 可 番 号	第			号	
2 許可年月日		年	月	日	
3 工事をした土地の 所在及び地番					
検査を受けた宅地 4 の面積					
5 造成主住所氏名					
工事一部完了検査 6 年月日		年	月	日	
7 検査員職氏名					
	工事一部完	了検査済箇所	図		

第11号様式(第11条第1項)

(表)

(正) 宅地造成に関する工事の変更許可申請書

年 月 日

(申請先) 横浜市長

申請者住所氏名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

電 話

<u>宅地造成等規制法</u>第12条第1項の規定による許可を申請します。

1	造成	主住	所」	毛 名								
2	設計	者 住	所」	毛 名								
3	工事施	百 行 者	住 所	氏 名								
4	宅地♂	所在	及び	地 番								
5	宅 地	<u>t</u> 0	面	積								m^2
G	(1) 切 <u>:</u> 土	土又は5										m^2
6	(2) 切:	土又は原			切盛	土土						m^3 m^3
工					番	_ <u></u> 上 号	構	造	高	さ	延	 長
	(3) 擁			壁	田	ク	1円	但	同		処	
事	(3) 接			坚						m		m
					番	号	種	類	内法	寸法	延	長
\mathcal{O}	(4) 排	水	施	設						cm		m
概		面の保		方 法								
要	(6) I	事 中 の た め	危害のは	防止 置								
	(7) そ	の他		昔 置								
	` '	成の元詞										
7	及び		可 番	号 号	年		月	日 第			7	号
8		也 必 要		事 項								
*	受付欄	※ 手	数料欄		*	決	钹 欄		※ 許可	年月日及	及び許	可番号欄
										年	月	日
										第		号
									※ 照台	<u>济</u>	申	請者印
				*	許可に	こ当たっ	て付け	た条件	年	月	日	

宅地造成に関する工事の変更許可通知書

(副) 日に申請のありました宅地造成に関する工事の **※** 号)については、次 計画の変更(受付番号第 規変 変 の条件を付けて許可しましたので、宅地造成等規制法第12条第 3項において準用する同法第10条第2項の規定により通知しま 更 許 可 通 横浜市 指令第 規変 知 年 月 日 欄 印 横浜市長 1 可 条 件 許 造成主住所氏名 設 計 者 住 所 氏 名 工事施行者住所氏名 宅地の所在及び地番 宅 地 の面 \mathbf{m}^2 (1) 切土又は盛土をする ${\rm m}^2$ 土 地 の 面 積 7 切 土 \mathbf{m}^3 (2) 切土又は盛土の土量 土 \mathbf{m}^3 工 番 뭉 構 造 高 さ 延 長 (3) 擁 辟 m 事 番 묽 種 類 内法寸法 延 長 0 (4) 排 水 施 設 m 概 (5) 崖面の保護の方法

(注意) 1 4欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。

年

2 9欄は、宅地造成に関する工事の計画の変更に伴い、他の法令による許可、認可等を要 する場合においてのみ、その許可、認可等の手続きの状況を記入してください。

日第

月

(A4)

뭉

(備考)

(6)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

工事中の危害防止

のための措置 (7) その他の措置 宅地造成の元許可年月日

及び許可番号 その他必要な事項 第11号様式(第11条第1項)

(表)

(正) 宅地造成に関する工事の変更許可申請書

年 月 日

(申請先) 横浜市長

> 申請者 住 所 氏 名 (法人の場合は、名称・代表者の氏名)

> > 重 話

旧宅地造成等規制法第12条第1項の規定による許可を申請します。

1	造成	主 住	所 氏	名								
2	設計	者 住	所 氏	名								
3	工事施	行者信	主 所 氏	名								
4	宅地の	所 在 》	及び地	番								
5	宅 地	の	面	積								m^2
6	(1) 切土 土	又 は 地 の		`る 積								m^2
	(2) 切土	又は盛	土の土	: 量	切 盛	± ±						m^3 m^3
工					番	号	構	造	高	さ	延	長
事	(3) 擁			壁						m		m
					番	号	種	類	内法	寸法	延	 長
\mathcal{O}	(4) 排	水	施	設						cm		m
							•		1			
概		の保										
要	(h)	キャのか ため	色 害 防 の 措	止置								
	(7) そ (の他	の措	置								
7	宅地造成 及 び	えの元許 許 可	_	日号	年	J]	日第			1,	号
8	その他	必 要	な事	項								
*	受付欄	※ 手数	料欄		*	決表	哉 欄		※ 許可	[1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1]	及び許	可番号欄
										年	月	日
										第		号
										合済	-	申請者印
				*	許可は	と当たっ	て付ける	た条件	年	月	日	

宅地造成に関する工事の変更許可通知書

※変更許可	年 月 日に申計画の変更(受付番号の条件を付けて許可条第3項において準月します。	子 第 し ま し	規 , た の	変) で、	<u>旧宅</u> :	号)に 地 造 成	こつい : 等 規	て は 制 法	、 次 第 12
通知欄		規 変 月 日	号	横	〔浜市	長		印	
1	許 可 条 件								
2	造成主住所氏名								
3	設 計 者 住 所 氏 名								
4	工事施行者住所氏名								
5	宅地の所在及び地番								
6	宅地の面積								m^2
7	(1) 切土又は盛土をする 土 地 の 面 積			1					m^2
工	(2) 切土又は盛土の土量	切 盛	<u>土</u> 土						m^3 m^3
		番	号	構	造	高	さ	延	長
事	(3) 擁 壁						m		m
		番	号	種	類	内法	寸法	延	長
の	(4) 排 水 施 設						cm		m
概	(5) 崖面の保護の方法								
要	(6) 工事中の危害防止の ための 措置								
	(7) そ の 他 の 措 置								
8	宅地造成の元許可年月日及び許可番号	年		月	日 第			号	
9	その他必要な事項								

- (注意) 1 4欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
 - 2 9欄は、宅地造成に関する工事の計画の変更に伴い、他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続きの状況を記入してください。

(A4)

(備考)

(副)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第12	号様式	(第1	2条)
/// -	- 7 151C- A	1/1/1	-///

 横浜市
 指令第
 号

 年
 月
 日

宅地造成に関する工事の変更不許可通知書

住 所 氏 名 様 (法人の場合は、名称・ 代表者の氏名

横浜市長

年 月 日に申請のありました宅地造成に関する工事(受付番号第号)の施行については、次の理由により許可しませんので、<u>宅地造成等規制</u> 法第12条第3項において準用する同法第10条第2項の規定により通知します。

1	受付番号	及び変	更許可	申請年月	日	第	号	年	月	日
2	宅地の)所	在 及	び地	番					
3	不許	可	Ø	理	曲					

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

与 1	OF	コ.4学	-1- /	安1	の久	. 1
# 1	. 47	引様	エしし	// 1	2 %	٠,

 横浜市
 指令第
 号

 年
 月
 日

宅地造成に関する工事の変更不許可通知書

横浜市長

年 月 日に申請のありました宅地造成に関する工事(受付番号第号)の施行については、次の理由により許可しませんので、旧宅地造成等規制法第12条第3項において準用する同法第10条第2項の規定により通知します。

_		T				
1	受付番号及び変更許可申請年月日	第	号	年	月	日
2	宅地の所在及び地番					
3	不 許 可 の 理 由					

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第13号様式(第13条)

宅地造成に関する工事の変更届出書

年 月 日

(届出先) 横浜市長

> 届出者 住 所 氏 名 (法人の場合は、名称・代表者の氏名) 電 話

<u>宅地造成等規制法</u>第12条第2項の規定に基づき、宅地造成に関する工事の変更について、 次のとおり届け出ます。

新 可 協議成立		番	1.	号		第				号	
(許可 協議成立		年	月日				年	,	月	Ħ	
宅 地 及 び	Ø	所 地	Î	在番							
変更に	係	る	事	項	変		更	前	変	更	後
1 造成主 2 設計者 3 工事施コ 4 工事の着 5 工事の気	手手子	び足定年		3							
変更	Ø	理	!	由							
				*	受	付	処	理	欄		

- (注意) 1 ※印のある欄は、記載しないでください。
 - 2 造成主の名義変更の場合の届出者は、旧造成主です。

第13号様式(第13条)

宅地造成に関する工事の変更届出書

年 月 日

(届出先) 横浜市長

> 届出者 住 所 氏 名 (法人の場合は、名称・代表者の氏名) 電 話

<u>旧宅地造成等規制法</u>第12条第2項の規定に基づき、宅地造成に関する工事の変更について、 次のとおり届け出ます。

(許可 協議成立)	番	号		第				号	
(許可 協議成立)	年月	日			年	J]	日	
宅 地 の 及 び	所 地	在番							
変更に係	る事	耳	変	更		前	変	更	後
1 造成主 2 設計者 3 工事施工者 4 工事の着手 5 工事の完了 変 更 の	予定年月	日							
		*		 付	処		押		
		<u>~</u>	又	13	χ <u>υ</u>	理	欄		

(注意) 1 ※印のある欄は、記載しないでください。

2 造成主の名義変更の場合の届出者は、旧造成主です。

第14号様式(第14条第1項)

(表)

(正) 宅地造成に関する工事の変更協議申出書

年 月 日

(申出先) 横浜市長

申出者 所在地

名称及び代表者の氏名

<u>宅地造成等規制法</u>第12条第3項において準用する同法第11条の規定による変更の協議を申し出ます。

/ 0												
1	造成主	住 所	氏 名									
2	設 計 者	住 所	氏 名									
3	工事施行	者住所	氏 名									
4	宅地の所	在及び	地 番									
5	宅 地	の面	積									m^2
	(1) 切土又	は盛土をの。										m^2
6	(a)			切	土							\mathbf{m}^3
工	(2) 切土又	は盛土の	ン土重	盛	土							\mathbf{m}^3
				番	号	構	造	高	さ	延	長	
事	(3) 擁		壁	-	-				m			m
*						_1		1				
				番	号	種	類	内法	寸法	延	 長	_
0)	(4) 排 7	水 施	設	ш		133	797	1 7 12	cm			m
	(2) (2)	, , ,,,										
概	(5) 崖面の	保護の	方法									
要	(6) 工事中	の危害り	方止の									
X	(6) た め	の非	昔 置									
	(7) その	他の	措置									
7	その他必	公要 な	措置									
*	受付欄		※ ?	央	裁	欄		*	協議成	立番	号欄	
									年		<u>月</u>	日
								1	第			号
								※ 照	 合済		申出者	ЕП
		*	L	サに当	 たって作	 ナ/ナた <i>名</i>	<u></u>		月日		. 141	. 1*
		^~	//// 时文/-/人	22103	10 0 01	1070	<u> </u>	 	, , , ,			

第14号様式(第14条第1項)

(表)

(正)

宅地造成に関する工事の変更協議申出書

年 月 日

(申出先) 横浜市長

申出者 所在地

名称及び代表者の氏名

<u>旧宅地造成等規制法</u>第12条第3項において準用する同法第11条の規定による変更の協議を申し出ます。

6	0												
1	造成主	住 所	氏 名										
2	設 計 者	住 所	氏 名										
3	工事施行	者住所	氏名										
4	宅地の所	在及び	地 番										
5	宅 地	の面	積										\mathbf{m}^2
_	(1) 切土又	は盛土を	とする										m^2
6	(2)			切		上							\mathbf{m}^3
工	(2) 切土又	は盛土の)土重	盛	-	±.							\mathbf{m}^3
				番	号		事 造		高	さ	延	£	長
事	(3) 擁		壁	-						m			m
尹						l l							
				番	号	和	重 類	7	7 法	寸法	页	<u></u> F:	
の	(4) 排 7	火 施	設	Н	.,	1-		'	1 12	cm		_	m
	(1) 1)1	,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	FA.							om			
概	(5) ^{がけ}	保護の	七沙										
要	(6) 上事中 た め	の危害りの。											
			·										
			措置										
7	·	が要な	措置	L	41	HHT			\•/	[اک ساس ۱	7 III LIIII	
*	受付欄		<u> </u>	Ľ	裁	欄	1		*	協議反			
										年	E.	月	日
										第			号
								*	照	合済		申出	者印
		*	協議成	立に当	たって	付けた	条件		年 .	月 日			
I													

(第1面) 開発事業計画書(新規・変更)

	/ I P																		年		月	目
	(提出	は先 <i>)</i> 浜市	E.																			
	194	供山	灭											住居	近							
												ł	是出者	氏名								
														電話		()					,
	本が		عاد ط	- 14. 0	、⇒田市ケ	· <i>た</i> た) ァ 目	明十 7	<i>,</i> /2	压坯。	0夕竺11	頁、第15条	生の石	フロギ	当者	氏名及	び連絡	先 日学により) VIII a	> 1, +> h	目目 4人	中**=) .l. .a.; = =
	慡供 提出			*来()	神発	:寺(二)	判りる	0米	例弗Ⅰ	3年第14	貝、 男10余	第44	人は生	520余	弗4垻倭	段の方	兄佐により) , (XV)	ノとわり	用無	尹耒司	T囲音
開	発			業	計	画	番	号	第		開計			号								
1						<u>□</u> 5土地			217		MHI			-,,								
地		/ ()		- ш ч	,,,,,,			П														
標		哉	設	置	年	F)	月	日		年	月		F F									
開		事		区	域	0)	面	積												\mathbf{m}^2		
邮件	区		f	或		区		分					市	街化區	区域/市	街化訓	問整区域					
拟	用		j	余		地		域				地址	或 高		度	地	区					地区
敷地の概要	指	Ĵ	É	建	~	•		率					% 都	市		画	施設					
哦 更	指		定		容	積		率					% そ	0)		地 域						
4	宅	地	造	成	等	規		法			見制区域	内・タ	<u>外</u> 景		計画		適用		有	•	無	
地	区							分		宅地		地		山木			有地 。	7	との他		章	
地目別	面							積			m ²		m ²		m ²		m ²			m ²		m ²
ויט	比							率	_L		%		%		%		%			%		100%
Life	4-1	-د	J.	_33	, ,	ın ⊐ı		都			ープラン	(地区)	アフン))	1	ا مل الحالمان	J 2 10		1			
地	域	ま	6	づ	< !	り計	画			地区計画							ちづくり					
開		٠ -	事	業	の	目	的		5	建築協定					,	也以よ	ちづくり	/V—/V				
 	€ E	1 -	#	未	V)	Р	нЭ		(I)E	目マシィニ・光	(태장 단선	* n = 1	津なこの	201	1.07	へ たた)						
											(開発区域 :共同住宅(m·W.	上のもの	ソ寺)						
日日	₹/	, -	事	-\1\7 -	<i>T</i>	1 11	非 云				整区域に			の建	築(敷地	加積か	\$3,000m ²	以上の	もの)			
開	発	· ·	#	業	0)	種	類			宅地造成												
										料面地開 調整行為	発行為 (開発区域	നേക്	害がらの)m2±3	凄で こ	苦蚊の/	分署の性:	かあー	ナスモの	2)		
1.	1.16	±11	ш	L-7	/\	T ,	ارا بار															-1
土面	地	利	用	区	<u>分</u> 積	-	宅地	\mathbf{m}^2	7	<u>道路</u> m ²	公園等	m ²	排水施	n ²	貯水	地設 m ²	公益用	理 m ²	その他	m^2	Ē	+ m ²
	お五	括 17	- 44 -	する.				m %				%		<u>ш</u> %		m %		%		m %		100%
				y る 3			道路				L ₹道状	/0			 由利用			/0	*	<u>/º</u> ↓ 录化		100 /0
面		(%	、女	'A]	積		但此	11/1	\mathbf{m}^2	- 3	··厄尔 m²				1 111/1/11	m ² (%)		m ² (%) •	本
Щ					1月	1			111				建築物	等		ш (/0/		ш (, 3 /	/T`
	用						途				1 1/2	- 4 - 0/	住	-1	戸		数					戸
	敷		地	1	面	i	積					m^2	階				数		地上	깯	地下	階
概		建		築		面	積					\mathbf{m}^2	* 趸	ŧ	~	V	率					%
要	*	延	べ			庫					\mathbf{m}^2 (m^2)	* Ź		利	ŧ	率					%
	*						造						* 清				さ					m
	*	棟					数					棟	* 馬	È	車	台	数					台
開	発事	業0	ンエ	事着	手予	定年	月日			年	月	日月	開発事	業の	工事完	了予定	年月日			年	月	日
*		受	:	亻	† <u> </u>	年		月		目	-				年	月	F					
備	考													-								
1	-																					

- (注意) 1 ※印の欄は、記入しないでください。
 - 2 *印の欄については、予定される建築物が一戸建ての住宅の場合には、記入は不要です。
 - 3 提出者の住所及び氏名は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
 - 4 開発事業の種類①から⑤までのいずれかに該当する場合は、次の図書を添付してください。
 - (1) 位置図、(2) 現況図(地形、開発事業区域の境界並びに開発事業区域内及びその周辺の公共施設の状況を明示し、縮尺は2,500分の1以上としてください。)、(3) 公図の写し、(4) 土地利用計画図(開発事業区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物等の敷地の形状及び用途、公益的施設の位置並びに横浜市開発事業の調整等に関する条例第18条第2項第1号から第3号まで、第4号ア及び第9号に規定する空地の位置及び形状を明示し、縮尺は1,000分の1以上としてください。)、(5) 造成計画平面図及び造成計画断面図(宅地造成を行う場合に限ります。)、(6) 建築物の立面図(予定される建築物が一戸建ての住宅以外の場合に限ります。)、(7) 住民説明に使用した開発事業の構想等に関する資料、(8) 標識に土地利用計画図を貼付し、その状況が分かるよう撮影した写真、(9) 説明範囲及び説明対象者が分かるように記入した資料、(10) その他市長が必要と認める図書
 - 5 開発事業の種類⑥については、第1面のみ記入し、上記4に掲げる図書のうち、(1)から(6)まで及び(8)の図書を添付してください。
 - 6 開発事業計画書及び図書は、3部提出してください。ただし、上記4(8)及び(9)の図書は、1部提出してください。

(第1面) 開発事業計画書(新規・変更)

(新)

	/±9 11	· #_\																	年	Ē.	月	目
	(提出	3先) 浜市長																				
	1541	然中人												住店	折							
												拼	是出者	氏	名							
													(+r	電		~ k) 早 谷 ()					\
	は とうしゅ はいい はい	古盟発:	重業の	調敷:	笙に[狙す2	く冬ん	예第 1:	₹冬第1』	百 ?	第15 条	- 第2項	ゼ マ <i>は</i> 発	1当石 590冬	代名及 全2項後	ひ連給	先 見定により	1 次の	レおり) 閏3	《重業》	/画書
		します。		마비 그는.	サルト	大り つ	J /\\ I	21211)7N.7JJ.1.	尽、シ	わエロント	5774·X	∧ 101/1.	1401	.774 A D	Z+X V / //	ENLICA.	/ 、	C 40)	/ IZIJ / L	3 F 7 1	
開	発	事	業				号	第		開	計			号								
		業区域	に含ま	れる	土地	の地	名															
地																						
標				年			日		年		月	F	3									
開	_		<u></u> 区				積										*** * * B			m^2		
敷	区		域		区		分					1.1.1		街化[整区域					
地	用		途 74.		地		域					地垣			度		<u>X</u>	 				地区
敷地の概要	指	定	建 ″	~	•		率						% 都	市		画	施設	 				
要	指宅	<u>定</u> 地 造	成		積地地		率域		- H		Ы		% そ 景		他の			 			Aur.	
	区	地 坦	<u> </u>	争;	規 削		噢 分	,	<u>内</u> 宅地	•	<u>外</u> 曲		尽	一 (観 山 7		斯の F	<u>適</u> 用 有地	7	有の他	•	無	L
地日	面						積			m ²	压		n^2	Щ/	m ²	Þ	月地 m ²		り月巴	m^2	р	m ²
目別	比						率			%			/ ₆				%	+		%		100%
	/ 5							 市計画	ゴマスタ		プラン)			Ť	<u>.L</u>				100/0
地	域	まち	づく	< 1)計	画	HI		也区計画			(* L)				地域ま	ちづくり	プラン				
		= -		•					建築協 定								ちづくり					
開	発	事	業	Ø)	目	的					•				-							
														Dm ² 以	上のもの	の等)						
								②大	、規模な	共同	付宅(の建築					** *** ***	تمايد	~ \			
開	発	事	業	0)	種	類			7街化調 2地造成		.域に	おける	建築物	」の建	梁(敷耳	也面積の	\$3,000m ² .	以上の も	の)			
									i 地坦成 i 面地開		r為											
												この面積	責が500)m ² 未	満で、対	道路の値	立置の指	定を要す	つるもの	か)		
土	地	利月	月区	分	5	宅地		道	直路		公園等	ž	排水施	設	貯水	施設	公益用	地	その他	拉	ŧ	+
面				積			\mathbf{m}^2		m^2			\mathbf{m}^2		m^2		m^2		m ²		\mathbf{m}^2		m^2
		積に対					%		%			%		%		%		%		%		100%
		で必要	な空		<u> </u>	道路	絥		步	道状				É	自由利用					緑化		
面				積	<u> </u>			m^2			m ²			***		m^2 (%)		m^2 (%) •	本
	m						1				予定さ	される類		等			*/.					
	用		.16	:		途	-					2	住		戸		数		l.ib. I	71-	k lub 🏲	戸
概	敷 *		<u>地</u> 築	<u>面</u> 置		槓_ 積						m ²	階 * 建	b	~	٧١	数 率		地上		皆地下	階 %
		<u></u> 延 べ					 				m ² (m ²)	* ²				率					%
要	*		川 (貝	(毕		すり 造	-				III (III)	* i		<u>1</u>	貝	さ					
	*					数						棟	* 5		車	台	数					m 台
				C			1		年		月		1		 工事完 ⁻					年	月	日
盟		業のT	里 君 =	= -	定任)	ĦН																
	発事	業のI 受					月				-	1. 1 1/	11 70 4	/(->								
*	発事	受	.事看 · 付		定年 <i>)</i> 年		月		日			1. 1/2	1170 4		年	月	月					·

- (注意) 1 ※印の欄は、記入しないでください。
 - 2 *印の欄については、予定される建築物が一戸建ての住宅の場合には、記入は不要です。
 - 3 提出者の住所及び氏名は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
 - 4 開発事業の種類①から⑤までのいずれかに該当する場合は、次の図書を添付してください。
 - (1) 位置図、(2) 現況図(地形、開発事業区域の境界並びに開発事業区域内及びその周辺の公共施設の状況を明示し、縮尺は2,500分の1以上としてください。)、(3) 公図の写し、(4) 土地利用計画図(開発事業区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物等の敷地の形状及び用途、公益的施設の位置並びに横浜市開発事業の調整等に関する条例第18条第2項第1号から第3号まで、第4号ア及び第9号に規定する空地の位置及び形状を明示し、縮尺は1,000分の1以上としてください。)、(5) 造成計画平面図及び造成計画断面図(宅地造成を行う場合に限ります。)、(6) 建築物の立面図(予定される建築物が一戸建ての住宅以外の場合に限ります。)、(7) 住民説明に使用した開発事業の構想等に関する資料、(8) 標識に土地利用計画図を貼付し、その状況が分かるよう撮影した写真、(9) 説明範囲及び説明対象者が分かるように記入した資料、(10) その他市長が必要と認める図書
 - 5 開発事業の種類⑥については、第1面のみ記入し、上記4に掲げる図書のうち、(1)から(6)まで及び(8)の図書を添付してください。
 - 6 開発事業計画書及び図書は、3部提出してください。ただし、上記4(8)及び(9)の図書は、1部提出してください。

第7号様式(第13条)

(第2面)

開	発	事	業	計	- <u>I</u> I	蓟	番	号		第		開計				1	号						
開生地		業区地	或に言	含まれ	いる	土地	の地	名															
標	調	È i	·	置	年	J	=	目										年	i	月			目
開	発	事	業	区	域	Ø	面	積													m	2	
	区		域		Þ	ζ	_ :	分					市往	封化[区域/ī	市街	匕調整	区域					
敷	用	,	途		坩	也	-	域		-		地域	高		度	-	地	区					地区
敷地の概要	指	定	<u> </u>	基	$\stackrel{\circ}{\sim}$	V	` ;	率				%	都	市	計	画	施	設					
^阪 要	指		É	容		積	-	率				%	そ	の	他の	地	域均	拉区				_	
	宅_	地	造	成	等	規	制	<u>法</u>		<u>規</u>	制区域	内・外	景	観	計「	画(の適	用		有	•	無	
拙	区							分		宅地	農	地		山7	林		官有均	也		その他		計	
地 目別	面						;	積		m	2	m^2			m^2			m^2		m	2		m^2
2.1	比						:	率		%)	%			%			%		%	, D]	100%
開	発	事	業	の	目	的																	
開	発	事	業	の	種	類		3 4 5	市街 宅地 斜面	化調整区 造成 地開発行	住宅の建 域における 為 	る建築の		.,.			,		_				
土	地	利	用	区(分	ğ	宅地		ij	道路	公園等	技	非水施	設	貯水	施設	: 4	公益用	地	その他	<u>I</u>	計	ŀ
面				7	積			\mathbf{m}^2		m^2		m ²		\mathbf{m}^2		r	n^2		m^2		m^2		\mathbf{m}^2
区	域面	積に	対す	る比	率		(%		%	(%		%		0/	%	1	%		%	Ī	100%
条	例て	ご必	要な	空	地		道路	状		步	道状			自日	由利用					緑	化		
面				7	積				\mathbf{m}^2		m^2				m ²	(%))		m ² (-	%) •	本
											予定さ	れる建	築物	等			1						
	用					金						住		戸	i	数							戸
	敷	地		面		漬					m ²					数	_			地上	階	地下	階
概	*	建	築	面		漬					m ²	-	建	~		率							%
要		正べこ	面積	(車匠							m ² (m ²)		容		積	率							%
	*	構				告					1.1	*	高		. ,	<u>さ</u>	_						m
	*	棟		· · ·		数					棟		駐	車	• •	数			I				台
開	発事:	業の	工事	着手	予定	[年]	月日			年	月 日	開多	ě事第	きの]	工事完	了子	定年	月日			年	月	日

⁽注意) *印の欄については、予定される建築物が一戸建ての住宅の場合には、記入は不要です。

第7号様式(第13条)

(第2面)

開	発	事	業	計	画	番	号		第		開計				号							
開地		業区均	或に言	含まれ	る土	地の)地名															
標	部	à Ē		置	年	月	日										年	月			日	
開	発	事	業	区力	或 0) 7	亩 積												m	2		
	区		域		区		分					市往	5化▷	区域/市	街化	調整区	域					
敷	用		途		地		域				地域	高		度	地		区				地区	
敷地の概要	指	定	5	基	~	<i>\</i> \	率				%	都	市	計	画	施	設					
概 要	指	7	定	容	;	積	率				%	そ	Ø -	他の	地域	或 地	区					
	宅	地造	5 成	工事	事 規	制	区域		<u>内 ・ 外</u>			景観計画の通					適 用 有			· 無		
l-il-i	区						分		宅地	農地	也		山木	木	í	宮有地		その他		計		
地 目別	面						積		m	2	\mathbf{m}^2			m^2			m^2	m^2			m^2	
力リ	比						率		%	,	%			%			%	%			100%	
開	発	事	業	の	目	的																
開	開発事業の種類							》 大規 市街 宅地 斜面	模な共同 化調整区 造成 地開発行	経区域の面 住宅の建築 域における 為 発区域の面	建築物	勿の建	建築(9	敷地面和	漬が3,							
土	地	利	用	区 分	子	宅	地	ì	道路	公園等	扌	非水施	設	貯水	施設	公	益用地	その他		Ī	+	
面				利	責		m^2		m^2	r	n ²		m^2		m^2		m	i ²	\mathbf{m}^2		m^2	
区	域面	積に!	対する	る比響	മ		%		%	9,	6		%		%		%	6	%		100%	
条	例で	ぎ必	要な	空均	也	ì	道路状		歩	道状			自自	由利用				緑化	Ł			
面				利	責			\mathbf{m}^2		m^2				m^2	(%)		m^2 ((%) •	本	
										予定され	れる建	築物	等									
	用途										住		戸		数						戸	
	敷 地 面 積									m ²	階				数			地上	階	地下	階	
概	* 建築面積									m ²	*	* 建 ペ い 率			率						%	
要	要 *延べ面積(車庫等)									m ² (m ²)	*	容		積	率						%	
	*	構			造	-					*	高			さ						m	
	*	棟			数					棟	*	駐	車		数		1				台	
開	発事	業の	工事	着手-	予定年	丰月	日		年	月 日	開系	巻事業	(の)	L事完	了予定	定年月	日	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	年	月	日	

⁽注意) *印の欄については、予定される建築物が一戸建ての住宅の場合には、記入は不要です。

第8号様式(第20条)

(第2面)

開	発	事	業	笔 言	H	画	番	号	第	Ē		開	計				号					
開地		業区均	或に	含ま	れる	土地	也の地	名														
標	識	i 1	修	正	年	Ē	 月	日		 年 月					日							
開	発	事	業	区	域	0)	面	積													m^2	
	区		域			区		分	市街化区域/市街化調整区域													
敷	用				域				土	地域	高	度	ŧ	也	区				地区			
敷地の概要	指	定		建	~	1	/ \	率					%	都	市計	画	施	設				
概 要	指	;	定	容	ř	積		率					%	その) 他 σ	地	域 地	区				
	宅	地	造	成	等	規	制	法		<u>規</u>	制区域	内・	外	景	親 計	画 0	り適	用	7	有・	無	
l.rla	区							分	宅	地		農地		Į.	山林		官有地	也	その他		計	
地 目別	面							積		m	2		m^2		m^2			m^2	m ²			m^2
別	比							率		%)		%		%			%	%			100%
開	発	事	業	の	目	的	j				•		•					•				
開	開発事業の種類							2 3 4 5	②大規模な共同住宅の建築 ③市街化調整区域における建築物の建築(敷地面積が3,000m²以上のもの) ①宅地造成 ⑤斜面地開発行為 ⑤開発行為(開発区域の面積が500m²未満で、道路の位置の指定を要するもの)													
土	地	利	用	区	分	471	宅地		道路		公園等	等	排水	施設	貯水加	施設	公益	性用地	その他		計	
面					積		1	n^2		m^2		\mathbf{m}^2		m^2		m^2		\mathbf{m}^2	m ²			m^2
区:	域面和	漬に!	対す	る比	率		Ç	%		%		%		%		%		%	%			100%
条	例で	:必	要力	な 空	地		道路	状		歩道	 道状				自由利	Ħ				緑化	<u>L</u>	
面					積				m^2		n	n^2				\mathbf{m}^2 (%)		\mathbf{m}^2 (%) •	本
										子	定され	いる建	基築物	等								
	用					途							住		戸		数					戸
	敷	封	<u>h</u>	面		積						m^2	階				数		1	地上	階地下	階
概	*	建	築		Ī	積						m^2	*	建	~	V	率					%
要	* 页	Ŀベi	面積	(車	庫等	争)					m ² (m ²)	*	容	秱	į	率					%
	*	構				造							*	高			さ					m
	*	棟				数		ı				棟	*	駐	車	台	数					台
開	発事	業の	工事	着手	三子;	定年	月日			年	月	日	開	発事業	美の工事	完了	予定4	年月日			年 月	日

⁽注意) *印の欄については、予定される建築物が一戸建ての住宅の場合には、記入は不要です。

第8号様式(第20条)

(第2面)

開	発	事	業	計	F [町	番号	킂	第			開計				号						
開地		業区均	或に言	含まれ	れる:	土地	の地名	Ä														
標	識	i 1	多	正	年		 	3		年		月		日								
開	発	事	業	区	域	の	面和	責												\mathbf{m}^2		
	区		域		Þ	₹	/	分	市街化区域/市街化調整区域													
敷	用	用 途 地 域				或				地域	高 度 地 区								地区			
敷地の概要	指	定	3	建	~	V	1 2					%	都	市計	- 画	施	設					
慨 要	指)	定	容		積	Σ					%	そ	の他の	り地	域地	区区					
	宅:	地造	5 成	工:	事規	見制	区均	<u>或</u>	<u>内</u>	•	外		景観計画の適用					有	有 · 無			
HH	区						2	分	宅地		農地	<u>t</u>		山林		官有均	也	その他		計		
地 目別	面						利	責		m^2		\mathbf{m}^2		m	2		m^2	m^2			m^2	
נימ	比						Σ	輕		%		%		%)		%	%			100%	
開	発	事	業	の	目	的																
開	開発事業の種類							③市 ④宅 ⑤斜	②大規模な共同住宅の建築 ③市街化調整区域における建築物の建築(敷地面積が3,000m²以上のもの) ①宅地造成 ⑤斜面地開発行為 ⑤開発行為(開発区域の面積が500m²未満で、道路の位置の指定を要するもの)													
土	地	利	用	区	分	宅	已地	-	道路	公	園等	排水	施設	貯水	施設	公益	益用地	その他		計		
面				;	積		m^2		m^2		m^2		m ²		m^2		m^2	m^2			m^2	
区:	域面和	漬に	対す	る比	率		%		%		%		%		%		%	%			100%	
条	例で	・必	要な	空	地		道路均	犬	步	道状				自由利	用				緑化	í		
面					積			m^2			\mathbf{m}^2				m ² (%)		m ² (%) •	本	
											予定さ	れる類	建築 物	7等		ı						
	用				ì	金						住		戸		数					戸	
	敷	坩	<u>h</u>	面	Ŧ	責					m	12 階				数			比上	階地下		
概	*	建	築			責					m		建		\ \	率					%	
要			面積	(車)		_				m ²	(m ²)		容		責	率					%	
	*	構				告					-	*	高			さ					m	
	* 棟 数									榎		駐		台	数					台		
開	発事	業の	工事	着手	予定	[年]	月日		年	J	月日	開	発事	業の工具	事完了	予定	年月日			年 月	日	

⁽注意) *印の欄については、予定される建築物が一戸建ての住宅の場合には、記入は不要です。

現行	改正後(案)							
(建築等の行為)	(建築等の行為)							
第13条 条例第11条第5項の規則で定める行為は、	第13条 条例第11条第5項の規則で定める行為は、							
次のとおりとする。	次のとおりとする。							
(1) 都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第4条	(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条							
第12項に規定する開発行為、 <mark>宅地造成等規制法</mark>	第12項に規定する開発行為、 <mark>宅地造成等規制法</mark>							
(昭和36年法律第191号)第2条第2号に規定	の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)							
する宅地造成その他の土地の区画形質の変更	<u>による改正前の宅地造成等規制法</u> (昭和36年法							
	律第191号)第2条第2号に規定する宅地造成							
	その他の土地の区画形質の変更							
(以下省略)	(以下省略)							

現行	改正後(案)							
(手数料支払機を使用して収納する手数料)	(手数料支払機を使用して収納する手数料)							
第2条 次に掲げる手数料は、手数料支払機を使用	第2条 次に掲げる手数料は、手数料支払機を使用							
して収納することができる。	して収納することができる。							
(1) 建築局において収納する次に掲げる手数料	(1) 建築局において収納する次に掲げる手数料							
(アからタまで省略)	(アからタまで省略)							
チ <mark>宅地造成等規制法</mark> (昭和36年法律第191号)	チ 宅地造成等規制法の一部を改正する法律							
に基づく宅地造成に関する工事の許可申請	(令和4年法律第55号)附則第2条第1項							
及び変更許可申請に関する手数料	<u>の規定によりなお従前の例によることとさ</u>							
	れる同法による改正前の宅地造成等規制法							
	(昭和36年法律第191号)に基づく宅地造成							
	に関する工事の許可申請及び変更許可申請							
	に関する手数料							
(ツ、テ及び第2号省略)	(ツ、テ及び第2号省略)							
(以下省略)	(以下省略)							